

与論町道路反射鏡設置基準

(目的)

第1条 この基準は、道路反射鏡（以下「カーブミラー」という。）の設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 カーブミラーとは、道路の付属物として、曲線部の視距あるいは交差点における見通し距離が不足している場所等で、他の車両、歩行者、または障害物等を確認し、もって安全を補うための鏡をいう。

(対象の道路)

第3条 カーブミラーは、次の各号のいずれかに設置するものとする。

- (1) 町道
- (2) 県道（町道および農道と交差する場合）
- (3) 農道

(設置基準)

第4条 カーブミラーは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、町が道路の見通し、交通量、その他の状況を総合的に勘案して必要と認める場合において設置することができる。

- (1) 交差点部分において、法令等の規定により一時停止義務のある自動車運転者が、車体前部を優先道路内（歩道内）に進入させなければ優先道路を走行する自動車（歩道上の自転車等）を確認できない箇所
 - (2) 中央線のないカーブ部分において、見通しの悪い箇所
 - (3) その他特殊な道路または交通状況により、個々の具体的な状況を勘案し、町長が設置することを適当と認めた箇所
- 2 自動車、もしくは、歩行者や自転車の安全な通行が確保される一定の道路幅員があること。ただし、道路の幅員・構造等の理由により道路上に設置できない箇所でも私有地に安全に設置できる場合は、この限りではない。
- 3 設置箇所に隣接する土地及び建物等利用の妨げとならないこと。

(設置の条件)

第5条 町は、前条に該当し、かつ、次に定める条件を満たす要望があった場合においては、カーブミラーを設置することができる。

- (1) 設置箇所に隣接する土地所有者及び敷地管理者からの同意があり、「道路反射鏡要望書」の提出があること（設置する集落の自治公民館長からの申請）
- (2) 設置要望箇所の近隣住民等による反対がないこと
- (3) 私有地に設置する場合は、当該土地所有者から許可を取り、道路反射鏡要望書に署名捺印を徴すること

附則

この設置基準は、令和8年4月1日から施行する。